

議事の非公開について

ワーキング・グループの議事は、原則非公開とする。

これは、当該ワーキング・グループでは、職場のいじめ・嫌がらせ問題に係る個別事案の情報等を取り扱うことが想定されており、議事を公開することにより、個人情報の保護に支障が生じるおそれがある、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるためである^(※)。

ただし、上記理由に該当しない場合であって、主査が公開することが適当と判断した場合には、公開とする。

※ 厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」の審議会等会合の公開に関する考え方に準拠するもの。